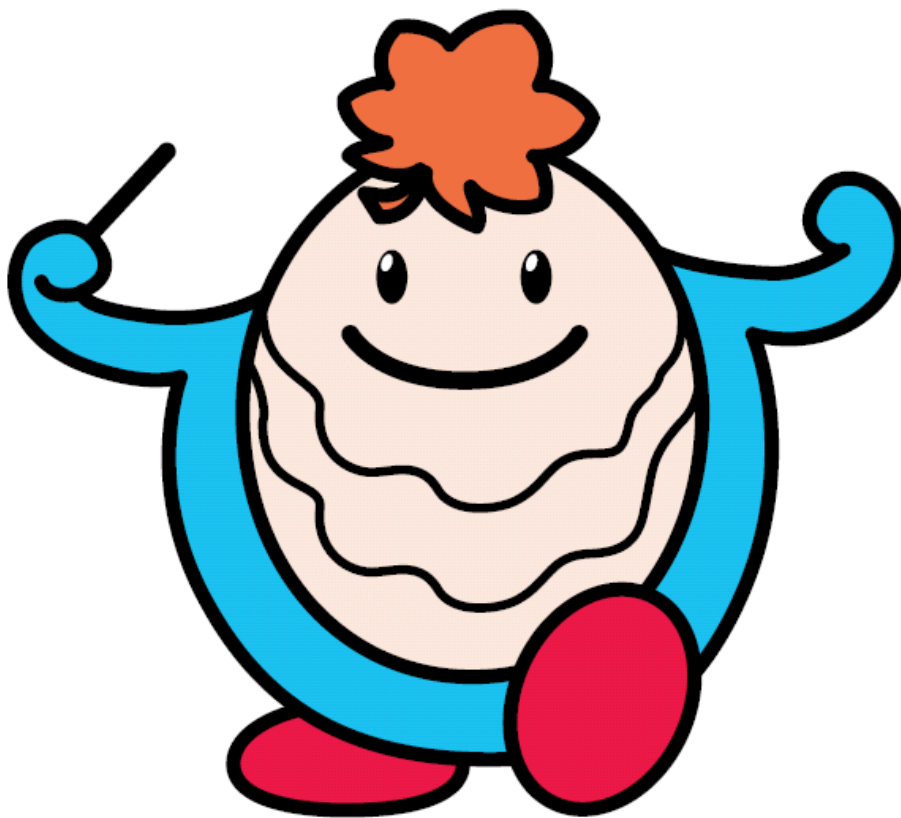


令和2年9月定例会における令和2年度補正予算の成立が前提であり、今後内容等が変更になることがあります。

広島県文化芸術イベント等開催支援事業

募集案内 (案)



ブンカッキー

(けんみん文化祭ひろしまマスコットキャラクター)

令和2年10月 広島県

(環境県民局文化芸術課)

目次

広島県文化芸術イベント等開催支援事業 募集案内

- はじめに [3](#)
- 申請から事業終了までの流れ [6](#)
- 募集案内
 - 1 趣旨・目的 [7](#)
 - 2 支援の対象となる者 [7](#)
 - 3 支援の対象となる事業(イベント等) [7](#)
 - 4 支援の対象となる経費 [9](#)
 - 5 支援金の額 [9](#)
 - 6 申請期間 [10](#)
 - 7 申請方法等について [11](#)
 - 8 審査後の手続等 [12](#)
 - 9 お問い合わせ先 [14](#)
- 「新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル」について [15](#)
- 施設管理者の発行する証明書の様式 [22](#)

はじめに

本支援事業の概要

新型コロナウイルスの影響により、文化芸術、とりわけ「実演芸術」に係るイベント等が停滞している状況に鑑み、「新しい生活様式」のもと、実演芸術イベント等を開催しやすい環境を整備するため、イベント等開催に要する費用の一部を支援します。

【対象者】 県内に活動拠点を有する、対象事業(イベント等)の主催者(個人・団体)

【対象事業】 令和2年10月7日から令和3年3月31日までの間、県内の有料の「劇場・ホール等」において、新型コロナウイルス感染拡大防止措置を講じた上で、不特定多数へ公開(無観客等での動画配信を含む)して行う、音楽・舞踊・演劇・伝統芸能・演芸等の「実演芸術」イベント等(プロ・アマの別は問わない)

【対象経費】 「会場使用料」及び「新型コロナウイルス感染拡大防止措置経費」

【補助率】 10/10 (100%)

【上限額】 使用会場の収容定員の区分に応じて定める額(イベント等1日当たり)

収容定員の区分	上限額	会場使用料	感染拡大防止措置経費
500人未満	10万円	8万円	2万円
500人以上1,000人未満	25万円	22万円	3万円
1,000人以上	45万円	41万円	4万円

実施する事業(イベント等)ごとに申請できます。(申請者1人当たりの申請回数の制限はありません)

申請期間

申請手続の詳細は、11ページ以降をよく御確認ください。

令和2年10月20日(火)～令和3年3月31日(水)

受付は締切日まで常時行いますが、予算の上限に達し次第、募集を締め切ります。御注意ください。

応募及びその後の手続においては、原則、特設ウェブサイトからインターネットを通じて受け付けます。インターネットでの申請が困難な場合には、直接お問合せください。

【特設ウェブサイトURL】 <https://www.hiroshima-arts-support.com>

準備中

支援対象となった事業の公表

交付決定を受けた場合は、氏名又は名称、事業(イベント等)名、開催場所等を公表します。なお、事業概要、支援金交付額等についても公表することがあります。

申請等のお問合せ

「広島県文化芸術イベント等開催支援事業」事務局

(〇〇〇〇〇・東政委託事業者)

〒

調整中

電話番号 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇 受付時間 平日9時～17時

※本募集案内及び特設ウェブサイト掲載情報を御覧いただき、その上で御不明な点があれば、お問合せください。

重要説明事項(申請に当たっての注意点)

支援金に係る重要説明事項を次のとおり御案内します。必ず確認し、御理解いただいた上で申請していただくようお願いします。

1 広島県文化芸術イベント等開催支援事業の趣旨を御理解いただき、申請してください。

新型コロナウイルスの影響により、文化芸術のうち、とりわけ「実演芸術」に係るイベント等が停滞している状況に鑑み、「新しい生活様式」のもと、実演芸術イベント等を開催しやすい環境を整備し(イベント等開催費用の一部支援)、県内の文化芸術活動の活性化を図り、ひいては文化芸術に係る経済活動の回復にもつなげることを目的としています。

2 支援対象として認められるのは、令和2年10月7日以降、令和3年3月31日までのイベント等に要した経費(会場使用料及び新型コロナウイルス感染拡大防止措置経費)です。

審査の結果、支援金の交付対象として事業(イベント等)の実施を正式に認めると、県は支援金の交付決定を行い、申請者に対し「支援金交付決定通知書」を送付します。

本支援事業では、令和2年10月7日以降、令和3年3月31日までのイベント等の開催に要した「会場使用料」及び「新型コロナウイルス感染拡大防止措置経費」が、支援対象経費となります。

なお、実績報告書の提出(事業が終了した日から30日以内)の際には、支払を証する書類を添付することが必要ですので、それまでに経費の支払をしていただく必要があります。

3 支援の対象となった事業(イベント等)の内容等の大幅な変更をする際には、事前の承認が必要です。

支援の対象となった事業(イベント等)は、交付決定を受けた申請内容のとおりを実施いただくものですが、準備等を進める中で、その内容等の大幅な変更(開催日時・場所など)が生じた場合には、支援金の交付の目的に沿った範囲内で、所定の「変更承認申請書」を県に提出し、その承認を受けていただく必要があります。内容によっては、変更が認められない場合もあります。なお、実施事業の趣旨を損なわない範囲で行われるプログラムの変更や、総事業費又は支援対象経費の20%以内の減額など、軽微な変更については変更承認申請書を提出する必要はありません。

また、補助事業を中止・廃止しようとする場合には、速やかに県に報告をしていただきます。

4 支援金の交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書の提出がないと、支援金は受け取れません。

原則として支援金の交付決定後、申請者に事業(イベント等)を実施していただきます。

事業(イベント等)の終了後は、その内容を報告するため、「実績報告書」に支出額のわかる関係書類等を添えて、原則として30日以内に提出しなければなりません。定められた期日までに実績報告書等の提出がされなかった場合には、支援金の交付決定を受けていても、交付決定が取り消され、支援金を受け取れなくなりますので、必ず期日を守ってください。

県は、実績報告書を確認し、支援金の額を決定した後に、申請者に対し支援金を支払います。

5 実際に受け取る支援金は、「支援金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。

支援金の交付決定を受けていても、実績報告書等の確認時に、活動内容の変更により対象経費が減少した場合等には、県は減額して支援金を支払うことになります。

6 支援の対象とし事業を公表します。

県は、支援金の交付決定を行った場合、申請者名、事業(イベント等)名、開催場所等を、本支援事業の特設ウェブサイトで公表します。なお、事業概要、支援金額及び実績報告についても公表することがあります。

7 ウェブサイトや成果物等へ「広島県支援事業」と表示してください。

申請をする事業(イベント等)における、ウェブサイト、成果物(チラシ・パンフレットなど)その他発信媒体には、「広島県支援事業」と表記してください。字体やロゴタイプ、色等の表示方法に指定はありませんが、分かりやすい位置に表記してください。

8 支援事業関係書類は、事業終了後5年間保存しなければなりません。

申請者は、事業(イベント等)に係る帳簿及び証拠書類をその完了日の属する年度の終了後5年(令和7年度末まで)、県からの求めがあった際には、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。

9 国や他の自治体が整備している、本支援制度と同様の支援制度と重複して申請できません。

本支援制度と同様に、主に会場使用料について支援を行うような、広島県が指定する国や他の自治体の制度(※)を利用する事業(イベント等)については、申請することができません。

※令和2年10月7日時点において、該当はありません。調整中

10 実地調査に御協力ください。

支援対象事業の取組の確認等のため、県の職員が実地調査を行うことがあります。御協力をお願いいたします。

11 個人情報の提供範囲・使用目的について

県に提出された個人情報は、「広島県個人情報保護条例」に基づき厳正に管理し、次の目的の範囲内で使用します。

- ①本支援事業の適正な執行のために必要な連絡
- ②事業(イベント等)実施状況等を把握するための調査(事業終了後のフォローアップ調査を含みます)
- ③その他、本支援事業の遂行

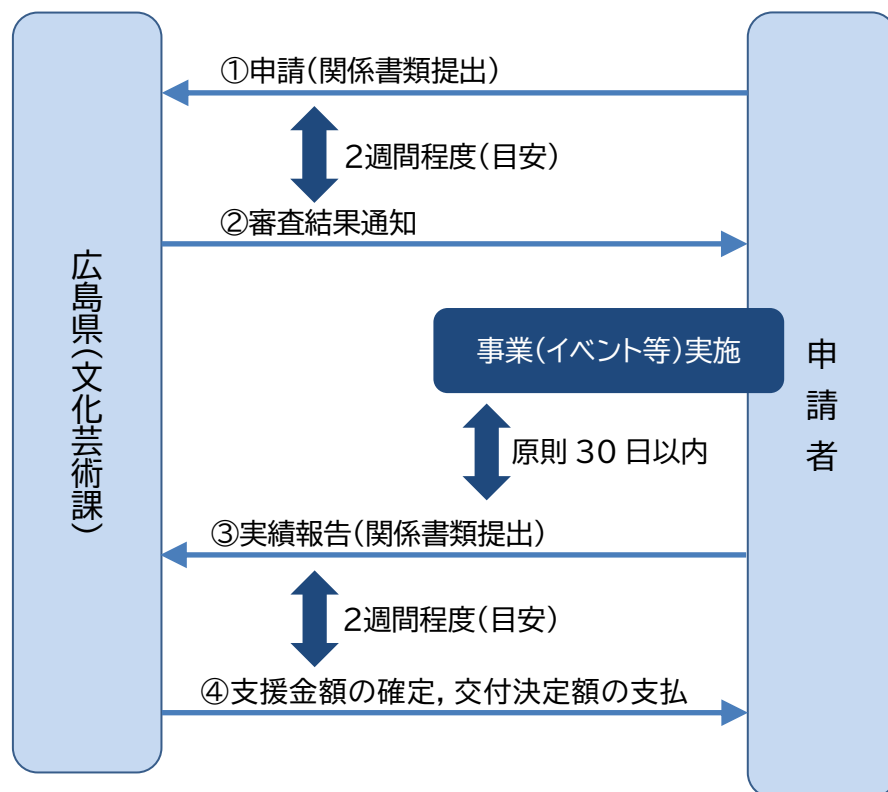
また、本支援事業に係る業務を業者に委託する場合は、委託先に対しても「広島県個人情報保護条例」に基づく管理を義務付けます。

12 その他

本支援事業に関し、本募集案内に記載のない細部の事項については、県の指示によるものとします。

申請から事業終了までの流れ

申請から実績報告までが、全体の流れです。実施の事務手続について御理解の上、御応募いただきますようお願いいたします。



※原則として、事業(イベント等)実施前に申請してください。

申請受付を令和2年10月20日(火)から開始します。それ以前に事業(イベント等)を開催する場合は、申請受付開始後に速やかに申請してください。

※支援金は、事業(イベント等)終了後、実績報告書を提出していただいた後に、口座振込により支払います。

募集案内

※申請に当たっての重要事項を記載していますので、必ず熟読してください。

1 趣旨・目的

新型コロナウイルスの影響により、文化芸術のうち、とりわけ「実演芸術」に係るイベント等が停滞している状況に鑑み、「新しい生活様式」のもと、実演芸術イベント等を開催しやすい環境を整備し(イベント等開催費用の一部支援)、県内の文化芸術活動の活性化を図り、ひいては文化芸術に係る経済活動の回復にもつなげることを目的としています。

2 支援の対象となる者

県内に活動拠点を有し、文化芸術事業(イベント等)を主催する個人又は団体を対象とします。支援金の申請は、同一の事業(イベント等)に対し一度限りです。(申請者1人当たりの申請回数についての制限は、ありません。)

- ※ 複数者で共同して事業(イベント等)を行う場合は、代表者を定めて申請してください。
- ※ 団体においては、法人格の有無は問いません。(任意団体でも構いません。)
- ※ 事業者(プロ)・非事業者(アマ)の別は問いません。

3 支援の対象となる事業(イベント等)

次の(1)から(8)までの全てに該当する事業(イベント等)が支援の対象となります。

(1) 令和2年10月7日(水)から令和3年3月31日(水)までに行われるもの

(2) 有料で借り受けた(※1)県内の「ホール・劇場等」(※2)で行われるもの

※1 有料での借受け

自団体内部の取引により、自己の管理する有料のホール・劇場等を借り受けてイベント等を行う場合には、有料で借り受けることが経理上明確になっているものに限りです。

※2 ホール・劇場等

文化芸術に関する活動を行うための施設のうち、実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの(仮設舞台等による公演が実施可能なスタジアム、アリーナ、野外施設等を含みます。)

- ・ これらの施設が他の施設と一体的に設置されている場合も含みます。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除きます。

(3) 「実演芸術」(※3)を行うもの

実演芸術以外の活動と一体で行う事業(イベント等)にあつては、実演芸術の実演に係る時間が、当該事業の全体の時間の過半数を占めるものに限りです。

※3 実演芸術

実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能

【具体的に想定される分野】 音楽・演劇・舞踊、伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他）
大衆芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他）など

（４）不特定多数の者に対し公開するもの

インターネットを活用した無観客等での動画配信も含まれます。（支援の対象となります。）

チケット収入を得るものかどうかは問いません。動画配信の場合も、有料・無料の別は問いません。

なお、サークルの発表会において当該サークルの会員のみしか観覧できない場合などは、不特定多数への公開とは言えませんので、支援対象とはなりません。（一定の資格等を有した者から広く観覧者を募るような場合は、支援対象となります。）

（５）実演芸術を実施する会場内において飲食を行わないもの

飲食を行う場合にはマスクをはずすこととなり、感染リスクが高まることから、会場内では飲食を行わない事業（イベント等）を支援対象としています。

※控室やロビーなど実施会場スペース以外での飲食まで禁止するものではありませんが、その場合においても、その感染対策について感染拡大防止マニュアル（下記（６）参照）に記載した上で、確実に実施してください。

（６）新型コロナウイルス感染拡大防止措置が実施されるもの

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」や、業種別ガイドラインなどに基づき感染拡大防止措置を行ってください。については、事業（イベント等）実施に関する感染拡大防止マニュアルを作成の上、マニュアル記載の対策を実施してください。

※感染拡大防止マニュアルの作成に当たっては、必ず 15 ページ以降を確認してください。

（７）公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのないもの

（８）主催者、出演者その他の関係者に暴力団員等（※４）がいないもの

※４ 暴力団員等

- ・ 広島県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等
- ・ 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者。以下同じ）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

（９）本県と同様の支援を行う、国や他の自治体の制度を利用するものでないもの

本支援制度と同様に、主に会場使用料について支援を行うような、国や他の自治体の制度（※広島県において指定するもの限ります。）を利用する事業（イベント等）については、支援対象とはなりません。

※令和2年10月7日現在において、該当はありません。調整中

4 支援の対象となる経費

① 会場使用料

事業(イベント等)において使用する劇場・ホール等の使用料

- ・ イベント公開日以外の日における、準備や片付けのためにかかる使用料は支援対象となりません。
- ・ 控室や楽屋の使用料も含めて構いません。
- ・ 会場使用料には、別途かかる、音響機器・映像機器等の利用料・借用料、舞台設営経費、受付・司会・警備等の人件費は含まれず、対象経費とはなりません。

② 新型コロナウイルス感染拡大防止措置経費

作成した新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアルを実施する上で必要となる経費

(想定される経費)

- ・ マスク、消毒液、飛沫感染防止フィルム、アクリル板等の物品購入費用
- ・ 消毒作業や入場制限等を行う人件費

5 支援金の額

上記4の①・②の経費の **10/10 (補助率:100%)** を支援します。

ただし、次のとおり、経費ごとに上限額の設定があります。御注意ください。

上 限 額

① 会場の使用料

イベント1日における会場使用料の額が、「次の表において使用会場の収容定員区分ごとに定める額」を超える場合には、表中の額をイベント1日における会場使用料とみなします。

使用会場の収容定員区分	会場使用料上限額(1日当たり)
500 人未満の場合	80,000 円
500 人以上 1,000 人未満	220,000 円
1,000 人以上	410,000 円

※収容定員は、(収容制限のかかった後の定員ではなく)施設本来の収容定員です。

※使用会場に収容定員の定めがない場合には、その会場の面積(平方メートル数)を収容人数とみなします。

(例1) 2日間のイベントで定員 700 人の会場(1日使用料 250,000 円)を使用した場合

- ・ 実際の経費 500,000 円 = 250,000 円 × 2日
- ・ 支援金の額 440,000 円 = 220,000 円(上限額) × 2日

(例2) 2日間のイベントで、1日目に定員 700 人の会場(使用料 250,000 円)を、2日目に定員 300 人の会場(使用料 70,000 円)を使用した場合

- ・ 実際の経費 320,000 円 = 250,000 円 + 70,000 円
- ・ 支援金の額 290,000 円 = 220,000 円(上限額) + 70,000 円

② 新型コロナウイルス感染拡大防止措置経費

新型コロナウイルス感染拡大防止措置経費の総額が、「(次の表において使用会場の収容定員区分ごとに定める額)×(その会場を使用した日数(イベント等公開日に限る。))」で算定した額を超える場合には、その算定した額を感染拡大防止措置経費の総額とみなします。

使用会場の収容定員区分	新型コロナウイルス感染拡大防止措置経費上限額(1日当たり)
500 人未満の場合	20,000 円
500 人以上 1,000 人未満	30,000 円
1,000 人以上	40,000 円

※収容定員は、(収容制限のかかった後の定員ではなく)施設本来の収容定員です。

※使用会場に収容定員の定めがない場合には、その会場の面積(平方メートル数)を収容人数とみなします。

(例1) 2日間のイベントで定員 400 人の会場を使用し、かつ、感染拡大防止措置経費が 50,000 円かかった場合

- ・実際の経費 50,000 円
- ・支援金の額 40,000 円=20,000 円(上限額)×2日

(例2) 2日間のイベントで、1日目に定員 700 人の会場を、2日目に定員 300 人の会場を使用した場合において、感染拡大防止措置経費が 60,000 円かかった場合

- ・実際の経費 60,000 円
- ・支援金の額 50,000 円=30,000 円(上限額:1日目)+20,000 円(上限額:2日目)

6 申請期間

令和2年 10 月 20 日(火)~令和3年3月 31 日(水)

- ・受付は締切日まで常時行いますが、予算の上限に達し次第、募集を締め切ります。御注意ください。
- ・申請受付を令和2年 10 月 20 日(火)から開始します。それ以前に事業(イベント等)を開催する場合は、申請受付開始後に速やかに申請してください。

7 申請方法等について

応募及びその後の手続は、原則として、特設ウェブサイトからインターネットを通じて受け付けます。

【特設ウェブサイトURL】 <https://www.hiroshima-arts-support.com>

準備中

インターネットでの申請が困難な場合(書面申請)については、直接、問合せ先まで御連絡ください。

入力事項(参考)

- 申請者情報
 - ・申請者名(法人にあっては代表者名も)
 - ・県内での活動拠点場所
- 事業(イベント等)情報
 - ・事業分野, 事業名
 - ・事業実施期間
 - ・実施場所(施設名, 所在地, 収容人数)
 - ・事業内容の説明, プログラム
 - ・観客の有無, 動画配信の有無
 - ・事業経費(支援対象経費, 総事業費)
- その他の情報
 - ・支援金の振込口座

特設ウェブサイト



申請時の添付提出書類

添付書類は、カメラ撮影・スキャン等により作成した、「jpg」、「png」、「pdf」のいずれかの形式の電子ファイルとし、1ファイルにつき 5MB 以下とします。(インターネット申請の場合)

	提出書類	書類例
①	申請者の身分・活動拠点が確認できる書類	【個人の場合】 (以下のいずれか1点) ○運転免許証(両面) ○個人番号カード(写真付きの表面のみ) ○写真付き住民基本台帳カード ○住民票(個人番号の記載のないもの) ※住所が県内にない場合、別途、県内に活動拠点を有することを示す書類(任意様式)を提出してください。
		【法人の場合】 ○登記事項証明書 ※県内に拠点を有することが登記事項証明書で確認できない場合は、所在地の記載された組織図など(任意様式)を提出してください。
		【任意団体の場合】 ○団体概要・所在地の記載された組織図(任意様式) ○代表者の身分確認書(以下のいずれか1点) <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証(両面) ・個人番号カード(写真付きの表面のみ) ・写真付き住民基本台帳カード ・住民票(個人番号の記載のないもの)

	提出書類(続き)	書類例
②	申請者が事業(イベント等)を主催することが確認できる書類	事業計画書, 事業チラシ(主催者として申請者の記載があるもの)などのうち, いずれか1点
③	会場使用料が確認できる書類	会場の料金表, 会場借受契約書, 見積書などのうち, いずれか1点
④	事業(開催イベント等)実施に関して作成した, 新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル	次の事項が記載された新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル <ul style="list-style-type: none"> ・ 密閉空間・密集場所・密接場所(3密)をつくらないための対策 ・ マスクの着用 ・ 手指等の消毒 ・ 「広島コロナお知らせQR」及び「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)」の活用 ・ イベント実施会場内では飲食を行わないこと
⑤	「広島コロナお知らせ QR」の登録を確認できる書類	「広島コロナお知らせQR」の登録後, 県から送付されるQRコードが記載された掲示物の原稿文書
⑥	支援金の振込口座を確認できる書類	通帳(<u>口座番号と口座名義フリガナが書かれている部分</u>), キャッシュカードなど(写し)

※その他必要に応じて追加で資料の提出をお願いすることがありますので, 御協力をお願いします。

8 審査後の手続等

(1) 審査後の手続

① 審査結果の通知

審査結果については, 交付の決定・不決定にかかわらず, 原則として, 申請時に記載のあったメールアドレスにメールにて通知します。

順次審査の上, 交付決定等を予定していますが, 申請内容により, 申請の順番に関わらず交付決定することがあります。

② 実績報告

支援金の交付決定の通知を受けた個人・団体は, 次のいずれか早い方の日までに, 実績報告を行っていただきます。

- 事業(イベント等)の完了日(交付決定前に事業が終了した場合は, 交付決定日)から 30日以内
- 令和3年4月15日

実績報告は, 必要な書類を添付して, 原則として, インターネットにより行っていただきます。

実績報告の内容を確認し, 当該事業が支援金の交付決定の内容に適合すると認めるときは, 交付すべき支援金の額を確定し, 支援金の額を通知します。

実績報告時の添付提出書類

添付書類は、カメラ撮影・スキャン等により作成した、「jpg」、「png」、「pdf」のいずれかの形式の電子ファイルとし、1ファイルにつき 5MB 以下とします。(インターネット申請の場合)

	提出書類	書類例
①	会場使用料を支払ったこと等が確認できる書類	領収書、振込明細書等のうち、いずれか1点 ※自団体内部の取引により、自己の管理する会場を借り受けてイベント等を行った場合には、有料で借り受けたことが確認できる経理上の資料
②	新型コロナウイルス感染拡大防止措置に係る物品購入費を支払ったことが確認できる書類	購入物品の明細及びその支払が確認できる書類(領収書、振込明細書等)
③	事業(イベント等)を実施したことが確認できる写真	事業(イベント等)実施中の写真 ※動画配信を行った場合は、そのことが分かるウェブページの画像等
④	事業(イベント等)を実施したこと及び新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアルによる措置を講じたことについて、使用会場の管理者が発行した証明書	使用会場の管理者が発行した証明書 ※22 ページの様式を御活用ください。 ※自団体内部の取引により、自己の管理する会場を借り受けてイベント等を行った場合には、申請者とは異なる者が証明を行ってください。

※その他必要に応じて追加で資料の提出をお願いすることがありますので、御協力をお願いします。

③ 支援金の交付

県において支援金の額を確定した後に、申請者・団体名義の口座に銀行振込により、支援金を交付します。

(2) 支援結果の公表及び広報等への協力

支援の対象となった事業(イベント等)の一覧(事業名、申請者名など)を本事業の特設ウェブサイトに掲載します。なお、事業概要、支援金交付額、実績報告についても公表することがあります。

また、支援を受ける個人・団体には、本支援事業に関して広報協力を依頼することがあります。御協力をお願いします。

(3) ウェブサイトや成果物等への表示

申請をする事業(イベント等)における、ウェブサイト、成果物(チラシ・パンフレットなど)その他発信媒体には、「広島県支援事業」と表記してください。

字体や色等、表示方法に指定はありませんが、分かりやすい位置に表記してください。

(4) 関係書類の保管

支援を受けた個人・団体は、事業(イベント等)に係る帳簿及び証拠書類を事業(イベント等)完了日の属する年度の終了後5年(令和7年度末まで)、県からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。

提出した書類についても、保管するようにしてください。

関係書類が保管されていない場合は、交付決定を取り消すとともに、支援金の返還を求める場合があります。

(5) 実地調査

支援対象の取組について、県の職員が実地調査を行うことがあります。御協力をお願いします。

9 お問い合わせ先

書面での申請や、申請手続等について不明な点があれば、お電話にてお問い合わせください。

「広島県文化芸術イベント等開催支援事業」事務局

(〇〇〇〇〇・東政委託事業者)

〒

調 整 中

電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

受付時間 平日 9時～17時

「新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル」について

本支援事業は、コロナ禍においても安全にイベント等を開催していただくことを支援するものであることから、「新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル」を作成の上実施されるイベント等であることを、支援金の支給要件としています。(8ページを参照)

マニュアルについては、次の事項に留意の上作成していただきますようお願いいたします。

マニュアル作成の前に

(1) イベント開催要件の確認

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部が策定した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」(※1)において、「イベントの開催条件」を規定しています。

まずは、この条件を踏まえ、イベント等開催の検討を行ってください。

なお、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合、施設管理者又はイベント主催者は、事前に県に開催要件などを相談することとなっていますので、御注意ください。(令和2年10月7日現在) **調整中**

【事前相談先】 広島県健康福祉総務課 新型コロナウイルス感染症・総合支援チーム
(電話番号) 082-513-3029(直通)

※1 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-level-change.html>

(2) 「広島コロナお知らせQR」の導入【必須】

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、イベント等について「広島コロナお知らせ QR」(※2)の登録を必ず行い、広島県から交付されたQRコードをイベント等の当日において会場内で提示し、スマートフォンを所持している来場者へQRコードの読み取り・メールアドレスの呼びかけをしてください。

※2 広島コロナお知らせ QR

施設に掲示されているQRコードをスマートフォンなどで読み取り、メールアドレスを登録した利用者に対して、感染者と同じ時間帯に同じ施設を利用したことが確認された場合に、感染者と接触した可能性があることをお知らせする。

お知らせを受けた方には、PCR検査の申込みが案内され、申込みフォームからPCR検査の申込みをしていただくことができる。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/ncov-qr.html>

マニュアル作成のポイント

上記の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」の内容に則しながら、開催するイベント等の内容に応じて、各業界団体が定めた業種別ガイドライン(※3)を参考に作成してください。

イベント会場内だけでなく、会場への出入り、楽屋内、事前リハーサルなど、イベント実施において想定される一連の流れを踏まえた上で、イベント運営者、実演者、来場者それぞれにおいて、次の事項を盛り込んだ、できるだけ具体的な内容が記載されたマニュアルを作成してください。

【必ずマニュアルに記載していただく内容】

- ・ 密閉空間・密集場所・密接場所(3密)をつくらないための対策
- ・ マスクの着用
- ・ 手指等の消毒
- ・ 有症状者の出演・入場制限
- ・ 「広島コロナお知らせQR」及び「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」(※4)の活用
- ・ 大声での歓声・声援等の抑止
- ・ イベント実施会場内では飲食を行わないこと
- ・ 演者と観客との接触回避

また、感染拡大防止対策を徹底するためには、使用会場の管理者との連携した取組が必要ですので、マニュアル作成に当たっては、会場管理者とよく協議した上で内容を検討してください。

※3 業種別ガイドライン

(内閣官房ホームページ) <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、各業界団体において策定

(例)

- ・音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(一般社団法人コンサートプロモーターズ協会・一般社団法人日本音楽事業者協会・一般社団法人日本音楽制作者連盟)
- ・クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(クラシック音楽公演運営推進協議会)
- ・舞台芸術における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(緊急事態舞台芸術ネットワーク)

※4 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)

本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能を利用して、互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けることができる。

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

〇〇公演に係る新型コロナ感染拡大防止マニュアル

1 公演前の対応

(1) 開催の検討

国や県からの要請の有無等を踏まえ、施設管理者と協議を行った上で、本マニュアルが示す感染防止対策の対応がどの程度実施できるかを踏まえ慎重に判断することとする。

(2) 入場者数上限と座席間隔の検討

入場者数の上限と座席間隔は、国や県が定める収容率等の方針を踏まえ施設管理者と協議して決める。

(3) 舞台上の感染防止対策の検討

- 舞台上の出演者は、適切な距離を保持して配置する。または、距離を置くことと同等の効果を有する措置（アクリル板の設置等）を行う。
- 座席の最前列付近は、舞台面から適切な距離（最低2m）を確保する。
- 公演又はリハーサル開始までの1週間に、次のいずれかの症状がある出演者は、医師又は関係機関に相談し、その判断に基づき、出演の可否を判断する。
 - ・ 37.5度以上の発熱があった。
 - ・ 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状があった。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触があった。
 - ・ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴、および当該在住者との濃厚接触があった。

(4) 施設の感染防止対策の確認

施設管理者から、次の事項について確認し、施設管理者と役割分担を協議するとともに、主催者として対応が必要な対策の洗い出しを行う。

① 換気設備

施設管理者に機械式の換気がビル管理法上の基準を満たしており適切に維持管理されていることを確認する。

② 消毒作業

不特定多数が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、肘掛けなど）の消毒作業の状況を確認する。

③ 物品・資機材

感染防止対策用の物品・資機材の備付け・貸出状況を確認する。

④ 体調を崩した人への対応

体調を崩した人に対応する場合の役割分担、隔離する部屋を確認する。

⑤ 「広島コロナお知らせQR」

施設において「広島コロナお知らせQR」の登録を行っているか確認する。

(5) 資機材・要員の手配

上記(4)により洗い出した、主催者として必要な対策を実施するために必要な資機材、物品、人員を精査し手配を行う。

(6) チケット販売・発券に関わる対策

- 会場でのチケット販売・発券に伴うお客様との接触や混雑を軽減する方法を検討する。
- チケットを販売する際に、お客様の名前・緊急連絡先を把握する方法・体制を整えておく。
- ※ 取得した個人情報、感染者が発生した場合に保健所等への公的機関に提供する場合があることを周知する。保存期間は1か月程度とする。

(7) 感染防止対策の周知

① お客様への周知

公演告知と併せ、次のとおり感染予防対策への協力の呼び掛けを行う(チラシ, HP, SNSによる)。

[御来場の際のお願い]

- 公演当日は各自で検温いただき 37.5 度以上の発熱のある方や、次の条件にあてはまる方は御来場をお控えください。
 - ・ 咳, 呼吸困難, 全身倦怠感, 咽頭痛, 鼻汁・鼻閉, 味覚・嗅覚障害, 目の痛みや結膜の充血, 頭痛, 関節・筋肉痛, 下痢, 嘔気・嘔吐の症状がある。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある。
 - ・ 過去2週間以内に政府から入国制限, 入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴, および当該在住者との濃厚接触がある。
- 御入場の際に体温を確認させていただき, 発熱が認められる方の御入場はお断りする場合がございます。
※必要に応じて, 入場料金払戻しなどの取扱いについて周知
- マスクを御用意の上, 御来場ください。御着用がない場合は入場をお断りします。
- スマートフォンをお持ちの方は, 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)のインストールをお願いします。
- 御入場に通常より時間がかかることが予想されますので, 余裕を持って御来場ください。
- チケットの販売時又は御入場時にお名前・電話番号等の連絡先をお伺いします。お伺いできない場合はチケットの販売又は御入場をお断りさせていただきます。

[御入場の際のお願い]

- 開場前に入り口付近でお並びになることや複数の方でお集まりになることはお控えください。
- 入口に消毒液を御用意いたしますので, 手指を消毒頂いた上で御入場ください。
- チケットの半券は御自身でお切りいただき, 回収箱にお入れください。
- 配布プログラムは御自身でお取りください。
- 出演者への贈り物は御遠慮ください。受付でのお預かりもいたしませんので御了承ください。

[会場内でのお願い]

- 会場内では, ロビー, 客席とも常時マスクの着用をお願いいたします。
- お席は各ホールの使用規制に沿って間隔を空けて御用意させていただきます。指定のお席で御鑑賞いただき, 御同伴の方とも間隔を空けて御着席をお願いいたします。
- ロビー, 客席内でのお客様同士の御歓談は, できるだけお控えください。また, 大声を出さないようお願いいたします。
- スマートフォンをお持ちの方は, 会場内各所に掲示しております「広島コロナお知らせQR」のQRコードを読み取り, メールアドレスの登録をお願いします。
- 客席内への出入りの際やお手洗いに並ばれる際などは, 他のお客様との間隔を保つていただくよう御配慮ください。

[その他のご案内]

- 会場内は事前に消毒を含めた清掃を行っております。
- 扉の開閉はスタッフが行います。
- 会場での物品販売は中止とさせていただきます。
- ゴミのお持ち帰りをお願いいたします。
- 状況により実演者もマスクを着用させていただく場合がございます。
- 換気のため公演中も客席の扉を開けたままにさせていただく場合がございます。
- 御来場の方の御連絡先は, 新型コロナウイルス感染拡大防止のために, 保健所等の公的機関からの要請があった場合は, 関係機関に提出させていただく場合がございます。

以上の内容につきましては, 今後の状況により適宜変更させていただく場合がございます。

公演の開催に際しては, 施設管理者と連携の上, 安全対策を講じてまいります。お客様にも感染防止のための最大限の御協力と御理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

② 出演者・スタッフへの周知

- リハーサル場・公演会場に入場する出演者・スタッフを特定し、事前に感染予防対策を次のとおり周知する。
- 特定した出演者・スタッフについて緊急時の連絡先を把握する。

周知事項

[リハーサル開始まで]

- リハーサル開始の2週間前から毎日検温し、求めがあれば提出できるよう記録してください。
- 日々、十分な睡眠を取るなど健康管理に留意し、マスク着用、こまめな手指の消毒、3密の回避など日常的な感染防止対策に努めてください。
- 公演又はリハーサル開始までの1週間に次のいずれかの症状がある出演者は、主催者にお知らせください。
 - ・ 37.5度以上の発熱があった。
 - ・ 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状があった。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触があった。
 - ・ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴、および当該在住者との濃厚接触があった。

[リハーサル開始後]

- 37.5度以上の発熱や体調がすぐれない場合、速やかに運営者に連絡し、自宅やホテルで静養してください。
- 練習場・公演会場には、検温を受け、手指の消毒を行ってから入場してください。施設内では、マスクを着用し、こまめに手指の消毒を行ってください。
- リハーサル場、舞台、楽屋、控室等で複数の人が触れる機材・備品、譜面台、机、椅子等は、適宜、備付けの消毒剤で消毒してください。
- 練習場、楽屋、控室等ではお互いの距離を保ち、1つの部屋に同時に多くの人が入室するような密集や対面・至近での会話を避けるよう努めてください。
- 控室や楽屋で飲食をとる際は、できるだけお互いの距離を保つよう努めてください。
- トイレ前の待ち列では適切な間隔を保ち、使用後は、蓋を閉じて水を流してください。
- 公演終了後のプレゼントの受取りや出待ちのお客様との接触は控えてください。
- 公演後の関係者での打上げやパーティーは控えてください。
- スマートフォンをお持ちの方は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールをお願いします。

2 公演当日の対応

(1) お客様の感染防止

① 主催者スタッフの装備

- ・ 全員マスクを着用し小型の消毒液を携帯する。
- ・ お客様と至近距離で対面するスタッフ（館内誘導など）はフェースシールドを着用する。

② チケット販売・発券

- ・ チケットの販売・発券を行う場合は、アクリル板の設置による飛沫対策を講じる。
- ・ チケットを購入するお客様から、名前・緊急時の連絡先電話番号を提供していただく。
- ・ 取得した個人情報は適切に管理する。
- ・ スタッフはマスクを着用し必要に応じて手袋を使用する。
- ・ スタッフは販売・発券の開始前、終了後に手指の消毒を行う。
- ・ 待ち列では、お願い文の掲示、スタッフの声掛けにより、1m以上の間隔を空けた整列を促す。
(声掛け例) 前の方との距離を空けてお並びください。
- ・ 不特定多数の人が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行う。

③ 入場時の対応

- ・ 待ち列では、お願い文の掲示、スタッフの声掛けにより、1 m以上の間隔を空けた整列を促す。
(声掛け例) 前の方との距離を空けてお並びください。
- ・ 入場口に消毒液を設置し、来場者全員に手指を消毒していただく。
- ・ マスクの着用状況を確認し、マスクを持参していないお客様がいた場合はマスクを配布する。
- ・ 非接触式体温計により体温測定を行い、37.5 度を上回ったお客様はお引き取りいただく。
※必要に応じて、入場料金払戻しなどの取扱いについて決めておく。
- ・ チケットもぎりは、お客様に行っていただき、スタッフは目視確認を行う。
- ・ 各会場入口に、「会場内飲食禁止」の掲示を行う。
- ・ プログラムの手渡しは行わず、長机等に分散して山積みし、お客様御自身にお取りいただく。
- ・ 受付カウンターには、透明なアクリル板を設置する。
- ・ 出演者へのプレゼントの受取りはお断りする。
- ・ ロビーの休憩用の座席は、1 m以上間隔を空けて設置する。

④ 入場後の対応

- ・ 客席の最前列と舞台面との間に適切な離隔（2 m以上）を確保する。
- ・ 全席指定とし、お客様同士の間は、上記1の(2)により施設管理者と協議して決めた離隔を取る。
- ・ 会場内は、飲食禁止とする。
- ・ 大声を出すお客様がいた場合、スタッフが注意を行う。
- ・ トイレ前では、お願い文の掲示、スタッフの声掛けにより、1 m以上の間隔を空けた整列を促す。
(声掛け例) 前の方との距離を空けてお並びください。
- ・ トイレの混雑緩和のため休憩時間を柔軟に設定する。
- ・ 場内での物品の販売は行わない。
- ・ 場内の感染防止対策について掲示、プログラムへの記載、場内アナウンスにより周知する。

アナウンス内容

- 会場内では、ロビー、客席とも常時マスクを御着用いただき、こまめな手指の消毒をお願いします。
- お席は各ホールの使用規制に沿って間隔を空けて御用意させていただきます。指定のお席で御鑑賞いただき、御同伴の方とも間隔を空けて御着席をお願いいたします。
- ロビー、客席内でのお客様同士の御歓談はできるだけお控えください。また、大声を出さないようお願いいたします。
- 会場内での飲食は禁止とさせていただきます。ロビーでの飲食は、他のお客様との距離を十分とっていただいた上で行ってください。
- お手洗い、洗面所の御利用の際は、前の方との距離を空けてお並びください。御利用後は石けんでの手洗い又は手指の消毒をお願いします。
- 客席内への出入りの際やお手洗いに並ばれる際などは、他のお客様との間隔を保っていただくよう御配慮ください。トイレの使用後は、蓋を閉じて水を流してください。
- 扉の開閉はスタッフが行います。
- 会場での物品販売は中止とさせていただきます。
- ゴミのお持ち帰りをお願いいたします。
- 状況により実演者もマスクを着用させていただく場合がございます。
- 換気のため公演中も客席の扉を開けたままにさせていただく場合がございます。
- スマートフォンをお持ちの方は、会場内各所に掲示しております「広島コロナお知らせQR」のQRコードを読み取り、メールアドレスの登録をお願いします。
- 出演者への贈り物は御遠慮ください。受付でのお預かりもいたしませんので御了承ください。
- 会場では、ホール管理者と連携の上、安全対策を講じて参りますが、お客様にも感染防止のための最大限の御協力と御理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

⑤ 公演終了後の対応

- ・ 入場者数や施設の状況により退場時の混雑が予想される場合は、場内アナウンスにより時間差を設けての退場をお願いする。
- ・ 退場時の会話はできるだけ控えていただくよう場内アナウンスによりお願いする。

アナウンス内容

- 一斉退場による混雑緩和のため、お時間のあるお客様は、会場内及びロビー等の混雑が収まるまでお席にてお待ちください。なお御退場の際は、なるべく前の方との距離を空けてお進みください
- 御退場の際は、込み合いますので、会話はできるだけお控えください。

⑥ 体調を崩されたお客様への対応

- ・ 予め施設管理者と定めた隔離用の部屋（〇〇室）に御案内する。
- ・ 対応スタッフは、お客様の症状に応じ、フェースシールド、手袋を着用する。
- ・ 感染が疑われる場合は医療機関、相談窓口に連絡し指示を受けることとする。

お住まいの区域	連絡先（24時間対応）
広島市、呉市、福山市以外の市町	082-513-2567（広島県各保健所）
広島市	082-241-4566（広島市各保健センター）
呉市	0823-22-5858（呉市各保健所）
福山市	084-928-1350（福山市各保健所）

- ・ 取得した個人情報適切に管理する。

(2) 出演者・スタッフの感染防止

① リハーサル・公演時の舞台上での対策

- ・ リハーサル・公演を行う施設内では、出演者・スタッフはマスクを着用する。
- ・ ステージスタッフは、舞台のセッティング・回収等の作業を行う前後に手指の消毒を行う。
- ・ 共用の備品は使用前と使用後に、ステージスタッフが消毒を行う。
- ・ 搬入、セッティング、搬出に当たっては、十分な感染対策を取れるよう余裕を持った時間設定により行う。

② 舞台裏、控室・楽屋等での対策

- ・ 舞台の両袖、控室・楽屋に消毒液を設置する。
- ・ 控室・楽屋等の利用者には、事前に同時に〇人以上が入室しないこととする。
- ・ こうした感染防止対策について、お願い文の掲示、スタッフの声かけにより周知する。

③ 体調を崩した出演者・スタッフへの対応

- ・ 予め施設管理者と定めた隔離用の部屋（〇〇室）に誘導する。
- ・ 対応スタッフは、有症者の症状に応じ、フェースシールド、手袋を着用する。
- ・ 感染が疑われる場合は医療機関、相談窓口に連絡し指示を受けることとする。

お住まいの区域	連絡先（24時間対応）
広島市、呉市、福山市以外の市町	082-513-2567（広島県各保健所）
広島市	082-241-4566（広島市各保健センター）
呉市	0823-22-5858（呉市各保健所）
福山市	084-928-1350（福山市各保健所）

- ・ スタッフが取得した個人情報は、適切に管理する。

④ 公演終了後の対応

- ・ プレゼントの受理などによる来場者との接触を控える。
- ・ 関係者等による打上げやパーティーを控える。

(様式第5号別紙)

令和 年 月 日

広島県知事様

<ホール・劇場等の管理者>

住所又は所在地

氏名又は名称

⑩

(法人にあつては代表者名)

証明書

次のとおり事業が実施されたことを証明します。

事業実施者		
事業名		
実施期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()	
実施場所	施設名	
	所在地	
	収容定員	名 (収容定員の定めのない場合: 面積 m ²)
事業実施者が作成した新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアルに沿った措置が行われたか	<input type="checkbox"/> 行われた <input type="checkbox"/> 行われなかった	